

# 流域活動団体支援事業実施要綱

平成25年 4月26日

改正 平成26年 2月17日

## (趣旨)

第1条 この要綱は、身近な地域の環境に対する県民の関心を喚起し、流域における健全な水循環を保全するための活動（以下「活動」という。）を推進するため、当該活動に必要な用品（以下「活動用品」という。）の支給及び貸与について必要な事項を定めるものとする。

## (対象となる活動等)

第2条 支援の対象となる活動は、水辺の生き物調査、水質調査、環境美化活動、体験学習その他知事が認める活動であって、次の要件を満たすものとする。

- (1) 概ね5人以上の従事者で行われるものであること。
- (2) 営利又は政治的・宗教的宣伝を目的としていないこと。
- (3) 継続的に活動を行っている団体による活動であること。
- (4) なお、山林、干潟又は海岸における活動についても当事業の対象に含まれるものとする。

## (活動用品の種類)

第3条 活動用品の種類は、宮城県環境対策課のホームページ等で別途公表するものとする。

## (支給等の手続)

第4条 活動用品の支給又は貸与（以下「支給等」という。）を受けようとする団体の代表者（以下「申請者」という。）は、当該活動の開催日の2週間前までに、活動用品支給等申請書（第1号様式）を環境対策課長に提出しなければならない。

2 環境対策課長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査のうえ、支給等の可否を決定し、活動用品支給等決定通知書（第2号様式）により、速やかに申請者に通知するものとする。

## (支給等の方法)

第5条 環境対策課長は、支給等を行うことを決定したときは、開催日の3日前までに活動用品を配送するものとする。ただし、宅配便等による発送が不可能なものについては、申請者が受け取りにくるものとする。

## (支給等の制限)

第6条 本県及び他の機関の助成制度により支給等の助成を受ける場合は、当該助成に係る部分に限り、この要綱の規定は適用しない。

(返却等の方法)

第7条 支給等を受けた活動用品に貸与品が含まれる場合は、支給等の対象となる活動の終了後遅滞なく返却するものとする。

2 貸与品を破損、亡失した場合は、申請者は速やかに環境対策課長に協議するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項は環境対策課長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年2月17日から施行する。

活動用品支給等申請書

年 月 日

宮城県環境生活部環境対策課長 殿

申請者 所在地

団体名

代表者名

印

活動用品の支給等を受けたいので、次のとおり申請します。

対象となる活動	開催日			
	開催場所			
	人数			
	活動概要			
支給等を希望する活動用品	名称		数量	備考
	支			
	給			
	貸			
与				

【担当者】

氏 名 : \_\_\_\_\_

所 属 : \_\_\_\_\_

電話番号 : \_\_\_\_\_

E-mail : \_\_\_\_\_

備考

- 1 支給等を希望する活動用品の名称の欄には、申請時点で支給等が可能な活動用品を宮城県環境対策課のホームページ等で確認の上、名称を記入してください。
- 2 支給等を希望する活動用品に貸与品が含まれる場合は、支給等を希望する活動用品の備考の欄に返却予定年月日を記入してください。

活動用品支給等決定通知書

号 外  
年 月 日

殿

宮城県環境生活部環境対策課長

年 月 日付けで申請のあった活動用品の支給等について、次のとおり決定したので通知します。

支給等を決定した活動用品	名 称		数 量	備 考
	支 給			
	貸 与			

※ 貸与品については、破損、亡失等がないよう留意して取り扱うとともに、活動の終了後は遅滞なく返却願います。